

## ◆中野区立公園多目的運動場

&lt;問合せ&gt; 公園課 公園維持・管理係 ☎3228-8850

1 施設内容 少年野球や少年サッカーなどのスポーツ活動ができる人工芝の3つの多目的運動場

## 《中野区立公園多目的運動場》

名称	住所
白鷺せせらぎ公園多目的運動場	中野区白鷺1丁目4番
本五ふれあい公園多目的運動場	中野区本町5丁目28番
南台いちよう公園多目的運動場	中野区南台1丁目15番

- 2 利用時間 (1)4月1日～5月31日 9:00～17:00  
 (2)6月1日～8月31日 9:00～19:00  
 (3)9月1日～翌年3月31日 9:00～17:00  
 ※夜間は施設、ナイターなし。12月29日～1月3日は休場  
 ※個人利用時間及び団体利用時間に分かれています。  
 (4)個人利用時間 水曜日及び土曜日の13:00～終了時まで  
 (5)団体利用時間 個人利用時間以外の時間。ただし、団体利用の時間帯に団体利用予約が無い場合は、個人利用時間の扱いとします。
- 3 利用種目 (1)少年軟式野球、少年サッカー、フットサル、ソフトボール等  
 ※南台いちよう公園では、少年野球とソフトボールは利用できません。
- 4 利用料金 (1)個人利用は無料  
 (2)団体利用の場合、1コマ(2時間)あたり6,500円(団体種別により減免あり)  
 ただし、平成30年7月ご利用分より、6年間は1コマ(2時間)あたり3,300円  
 ※支払期限内に公園維持・管理係窓口(区役所8階)でお支払いください。
- 5 申込方法 (1)事前に団体登録が必要です。下の「6 団体登録」をご覧ください。  
 (2)登録後の利用手続きは、利用申請の受付開始日以降、インターネット「中野区施設予約システム」からお申込みください(111ページ参照)。利用は抽選により決定します。
- (1)利用申請の受付開始日  
 ①区民団体 利用を希望する日の2か月前の21日  
 ②一般団体 利用を希望する日の1か月前の1日
- (2)抽選について  
 ①区民団体 ・利用を希望する日の2か月前の10日から19日までが抽選受付期間  
 ・申込みが重複した場合は、コンピュータによる抽選を行います。  
 ・抽選後(毎月21日から)は先着順で空いている施設の申込みができます。  
 ②一般団体 抽選の申込みはできません。
- 6 団体登録 公園維持・管理係窓口で登録手続きをしてください。手続きにあたっては、構成員全員の名簿と証明書類が必要です。

## (1)登録に必要な書類 ※構成員全員分、コピー可

区分	証明書類の例
在 住	住民基本台帳カード(顔写真付き)、健康保険証(住所記載)、運転免許証(運転経歴証明書)、パスポート、個人番号カードなど
在 勤	在住に必要な書類に加え、中野区内に勤務していることを証明できる書類
在 学	在住に必要な書類に加え、中野区内の学校に在学していることを証明できる書類
一 般	住民基本台帳カード(顔写真付き)、健康保険証(住所記載)、運転免許証(運転経歴証明書)、パスポート、個人番号カードなど

## (2)登録区分

団体区分	登録要件
区民団体	・代表者が18歳以上 ・構成員が10人以上(代表者を含む) ・構成員全員が中野区に在住、在勤、在学していること
一般団体	・代表者が18歳以上 ・構成員が10人以上(代表者を含む)